

あきた青色通信

発行
秋田青色申告会
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
電話 018-893-4115
FAX 018-893-4116
E-mail aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp
URL aoshin-akita.com

2022年7月号

秋田青色申告会の情報マガジン



秋田青色申告会
会長 小野幹彦

七夕

暑中お見舞い申し上げます。會員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。この頃は本当に早いもので、この会報が皆様のお手に届くのは七月に入ってから間もなくのことと思います。令和四年はもう半年を過ぎてしまいました。令和になつてからというもの、世の中の変化が目まぐるしく感じられるのが、いかでかでしょう。税金の世界もDX（デジタルトランスフォーメーション）の略称です。ついこの間までは「ICT（インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー）」を活用した「税務・…」とか言われておりました。何だか良くわからぬ時代になったなアと思うのは、ガラの私だけでしょうか。その様な中で冗談を言っておられないのが「適格請求書等保存方式（インボイス）制度」であります。課税売上高が一千万円以内の免税業者が、適格請求書発行事業者の登録をしないと、売上の取引先から消費税分は支払ってもらえない、とか取引そのものをしてもらえなくなる等、色々不明なことや不安のことがお有りかと思ひますが、私達青色申告会ではそのような悩みを解決してもらいましょうと来る七月十四日に「インボイス説明会」を開催することとしました。（説明会についての詳細は別添の説明会のチラシをご覧ください。）

電子帳簿保存法が本年一月に施行されました。これは一体何でしょう。これも私達に無関係ではありません。今後は実施に当たり、広報周知の時期となっております。令和6年1月からは完全実施されることになっております。当然に行きましては改めて説明会を行いたいと考えております。

さて、七月といえば七夕の月でもあります。織姫と彦星が年に一度相会するといふ素敵なお話の行事のある月ですが、私達青色申告会が日頃お世話になつております「税務署の皆様」の「人事異動」の月でもあります。今年はこの様な異動があるのかについては未だわかりませんが、税務署長の高橋博実様には、この秋田南税務署勤務を最後としまして「退任」されますことを伺つております。高橋署長様には短い期間ではありましたが大変お世話になりました。また税の川柳コンテスト等を通して楽しい思い出いただきまして、この場をお借りしまして感謝申し上げます。御退任後のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

ところで、第64回東北ブロック大会の秋田県での開催はコロナ禍の下でやむなく中止することとなりましたが、青色申告会活動はこれにめげることなく前向きに展開して参りたいと考えております。ロシアによる戦禍、円安等々暗い世相ではありますが、七夕様に願いをかけて會員皆様と共に前進して参りたいと思ひます。會員皆様のより一層の御支援御協力をお願い申し上げます。



青色申告会の会計ソフト
ブルーリターン A

優良電子帳簿保存 または e-Tax(イータックス)で
青色申告特別控除**65万円**の適用!

優良電子帳簿保存で過少申告加算税の軽減特例も適用!

- はじめてでも安心のかんたん操作
- 個人事業者に特化した充実機能
- 所得税・消費税の確定申告書も自動転記でかんたん作成

Windows 11 対応

会員価格 29,700円
(税込保守料3年含む)

県立中央公園入口・国際教養大学前
バナフィッシュ
電話 018-886-8039

ネパールの家庭料理が楽しめる
ダイニング&ラウンジ あえら
電話 018-802-0638

ネットでも情報が見られる!
秋田青色申告会ホームページ

秋田青色申告会で検索

◆秋田青色申告会
第68回定時総会

第68回秋田青色申告会の定時総会が4月20日協働大町ビルで開催され、秋田南税務署高橋信夫副署長をはじめご来賓と会員21名が参加しました。会場では、新型コロナウイルス感染症防止対策として、マスク着用や手指消毒、体温測定、ソーシャルディスタンス等を講じ万全の態勢で行われ、議案審議は、本庄忠副会長が議長に選任され、上程された議案すべてが可決されました。



橋信夫秋田南副署長より祝辞を頂きました。又、二年ぶりに有志による懇談会も行われ、コロナ感染対策をしっかりと意識し、たうえで久々の交流を楽しみました。

この日は、秋田南青色申告会連合会の定時総会も行われ、ご来賓を代表して高橋副署長より祝辞を頂きました。又、二年ぶりに有志による懇談会も行われ、コロナ感染対策をしっかりと意識し、たうえで久々の交流を楽しみました。

ました。

(今年度の重点目標)

- (1) 会員増強運動の推進
「会員の加入勧奨の推進」
- (2) 青色事業主勤労所得控の実現
- (3) 電子申告e-Taxの普及拡大
- (4) マイナンバー制度への適切な広報・指導・相談の充実
- (5) インボイス制度への適切な対応を図るための広報・指導・相談の充実
- (6) 会計ソフト「ブルーリターンA」の普及拡大
- (7) 会員に対する指導相談活動の充実と研修会等の開催
- (8) 諸共済制度の加入促進
- (9) 会員のための親睦交流事業の実施
- (10) 関係行政機関及び関係諸団体との連携強化
- (11) 女性部組織の拡充強化
- (12) 広報・情報活動の拡充



7月11日(月)
締め切りです

■源泉所得税等の納期特例

「源泉所得税の納期の特例承認に関する申請(納期の特例者)」を提出している事業者は、従業員や専従者の給料に合わせた源泉所得税を毎月預かり、一月(六月)分を七月十一日(月)までに税務署に納付しなければなりません。

*税額が〇円でも、給料の支払額を記入した納付書を税務署に提出する必要があります。

■労働保険の年度更新

「労働保険の年度更新」については、申告及び納期限が六月一日(七月十一日(月)まで)です。労働保険の年度更新は、前年度にすでに支払っている保険料の精算をするため、「確定保険料」の申告・納付と、新年度の「概算保険料」を納付するための申告とを同時にを行う手続きのことをいいます。

■社会保険の算定基礎届

「社会保険の算定基礎届」は、書類の提出のみで支払は伴いません。算定基礎届を日本年金機構に提出することで、9月からの新たな標準報酬月額が決まります。忘れずに七月十一日(月)まで提出しましょう。



●起業した場合の申告!

個人業主の場合、起業した日からその年の12月31日までが起業一年目の課税期間となります。翌年の3月15日までに所得税の確定申告をします。利益の金額に応じて所得税、地方税が課税され、所得税は原則として申告と同じ3月15日に納付をします。

●東北ブロック大会中止!

秋田県連、苦渋の決断す!
単独の研修ツアーを検討!

秋田県連は、第64回東北ブロック大会がコロナ禍で二年延期となり、今年こそコロナが終息し東北地域の会員と、鹿角市大湯温泉で交流を深められるのではないかと準備を進めてきましたが、まだまだ屋内での多人数がマスクを外しての交流懇親は難しいことから、先月の定時総会で、秋田県での開催は中止(断念)することと決定致しました。

この結果を受け、秋田南青色申告会連合会では、今年の開催予定日だった10月6日(木)に「ホテル鹿角」に宿泊する鹿角方面研修ツアーを検討中で、県内の青色申告会へも参加を呼び掛けています。

*詳しくは9月号で!
県内ツアーを二階に
楽しみましょう。



インボイスを知ろう！

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス制度」が導入されます。
インボイス制度への準備として、事業者はどのようなことを行えば良いか解説します。

★インボイス制度への準備

(一) 適格請求書発行事業者として登録する

インボイスを発行するためには、適格請求書発行事業者として登録する必要があります。そのため、管轄税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。令和5年3月31日までに申請をすれば、インボイス制度が始まる令和5年10月1日から「適格請求書」を発行できるようになります。登録されると税務署より登録番号が通知されますので、その登録番号を必ずインボイスに記載する必要があります。

(二) 消費税課税事業者となる

免税事業者は、まず課税事業者になる必要があります。その場合は、適格請求書発行事業者の登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を管轄税務署に提出する必要があります。

又、簡易課税制度を選択した場合は、令和5年12月31日までに消費税簡易課税制度選択届出書を税務署に提出することになります。

(三) インボイスを発行できる体制を整える

インボイスの法定記載事項は以下の通りとなります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- 今までのレシートや領収書ではインボイスとは認められない場合があるので、法的記載事項をインボイスに記載できるように体制を整える必要があります。

★インボイス制度の影響が大きい事業者とは

インボイス制度では、消費税の課税事業者が取引先から法的に有効なインボイスを受け取れないと仕入れ額控除ができません。

したがって、インボイス制度の影響が大きいとされる事業者は、課税事業者を主な取引先にして

まず挙げられるのが飲食店です。会社の接待などで使われるようなお店は、令和5年10月以降、合計金額だけを記載した領収書はインボイスとは認められませので、インボイスを発行できるように体制を整える必要があります。

また、個人タクシーも影響が大きいと思われます。タクシー代金などは、今までは交通費として仕入れ額控除をすることができていましたが、インボイス制度施行後は今までは免税事業者だった個人タクシーは、登録をしないとインボイスを発行できなくなります。

その他、インボイス制度は、**税理士・司法書士・社労士・行政書士**といった企業と取引が多い土業系の事業者、企業の顧客が多い**一人親方・小売業・デザイナー・エンジニア・プログラマー**などのフリーランスや、書店なども影響を受けるものと考えられます。

インボイス制度の導入によって、自社がどのような対応をすればいいのか、事前に把握しておきましょう。



*次回もインボイスについて解説します。

インボイス説明会のお知らせ

★説明会日時

令和4年7月14日（木）
午後1時30分～
午後3時00分

★会場 協働大町ビル

★講師 秋田南税務署

*詳しくは別添のチラシで！
*どなたでも参加できます。

7月8月の相談会

●記帳相談日

7月8月記帳相談日は「毎週水曜日・木曜日」

*日々の記帳に関する相談

●税務相談日

事業・譲渡・相続・贈与等
税務全般

7月13日（水）
8月17日（水）

*税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。

事前に予約をお願いします

●帳簿整理等記帳事務代行の相談も受け付けています。



青色「中生口」云に入会して田中うこと

会員 高橋 和美

今回は、会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の高橋和美さんより、青色申告会について寄稿頂きました。



日差しが強くなってきました。今日この頃、青色申告会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

令和3年分の確定申告がやっと終わったと、ほっとしたのもつかの間、あつという間に1年の半分が終わろうとしておりますが、会員の皆様記帳は順調に進んでいらつしやいますでしょうか。

私は、昨年は自宅を新築する事になり、家の間取りやクロスや照明等色々期日まで決断しなければいけない連続で、そちらに時間を取られてしまった結果、今までで考えられない位期日に間に合わせるが大変な年度になってしまいましたので、最終時期は本当に焦りました。ですからもうこんな事はないと思いますが、次回は余裕をもつて提出できる様頑張りたいと思っております。



ところで私は、秋田の青色申告会に入会して3年になります。

これまでは新潟に住んでおりましたので、過去には新潟の青色申告会に入会した事もありましたし、新潟税務署の記帳指導官の方に相談しに行った事もあります。(アパートごと)に持分割合が異なる等)なかなか上手に記帳できず半ば諦めかけていたところもありましたが、大仙市から秋田市に転勤した機会に『もしかしたらこちらの青色申告会に通って教えて頂いたらできるよ』うになるかも!』との期待を込めて秋田の青色申告会に入会し、ご指導を頂きました。から初めて自分で複式簿記を入

力する事ができたり、なる様になりました。本が、難かったです。

それからというものの、個人事業主の方やこれから起業される方がいらつしやいますと自分自身大変助かりましたので青色申告会についてお話しご紹介させて頂いています。何が有難いかと申しますと、記帳相談の予約が取りやすい環境と山下先生の解りやすいアドバイス、そして簿記を理解していない私にもブルーリターンAで入力さえしていればいつの間にか確定申告に必要な書類が出来上がつてしまふ事です。

そんな経緯で秋田の青色申告会員となっておりますが、今後も個人事業主として活動している限り(たとえ法人成りしても)会員で居続けたいと思えます。

近頃は、コロナの予防接種も進み、プレミアム飲食券等も発行されコロナと共存していく生活になり、警戒レベルも下がって参りましたので、青色申告会員同士の交流を深める為にもそろそろ忘年会等開催して頂けます事を一会員として期待しております☆

それでは、会員の皆様のご多幸を心よりお祈りしております。

事務局からお知らせ

★会員の皆様へ

7月に入りました。会費が未納の方はお早めにお振込みをお願い致します。転居や廃業、事業縮小等、会員として変更のある方はご連絡をお願い致します。又税務署への届け出の必要な場合もありますのでお早めにご連絡下さい。

★寄稿のお願いです

青色申告会の会員は、異業種の集まりですから、どんな横の繋がりを活用してご商売や生活に活かしていきたいでしょう。4頁目に会員からの寄稿を募集しています。例えば、ご商売に関する告知や趣味の作品紹介・旅行記・エッセイ・自慢の写真等々無料のスペースですので、大いに活用して下さい。詳しくは事務局まで!

★「あきた青色通信」表紙広告

表紙の下に広告出しませんか
一コマ五千円です(二年間)ご利用下さい。

★夏の交通安全運動



横断歩行者妨害/違反点数2点
反則金 9,000円/普通車

★夏季事務所閉所のお知らせ

8月11日(木)〜16日(火)
8月17日(水)から通常通りです。

★次回は9月号

